令和5年度第1回 豊田市開発事業対策協議会

日時:令和5年7月27日(木)

午前10時から午前11時

場所:南52会議室

事務局提案 豊田市開発事業対策協議会設置要綱の改正

議事

- (1)令和5年度事業について
 - ア 違反開発事業の実態の研究
 - イ 盛土規制法の規制開始に向けた取組
 - ウ 豊田市違反開発防止週間
- (2)令和4年度協議会で提案された取組の実施状況
 - ア 承認を受けた開発事業の公開
 - イ 建設発生土の工事間利用

事務局提案

豊田市開発事業対策協議会設置要綱の改正

豊田市開発事業対策協議会設置要綱新旧対照表(令和5年7月27日)

改正案	現行	
第1条~第2条(略)	第1条~第2条(略)	
第3条 協議会の委員(以下「委員」という。) は、別表	第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、別表	
に掲げる団体等に所属する者から選任する。 に掲げる団体等に所属する者から選任する。		
2 協議会に会長及び副会長1人を置く。	2 協議会に <u>会長を置く。</u>	
3 会長は、豊田市副市長(宅地造成及び特定盛土等規制	3 会長は、 <u>委員の互選によりこれを定める。</u>	
法の事務を分担する者)とする。		
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。	4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。	
5 副会長は、会長の指名による。		
6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は		
会長が欠けたときは、その職務を代理する。		
 第 4 条 ~ 第 9 条 (略)	 第4条~第9条(略)	
	74 Bu (m/s \	
この要綱は、令和5年7月27日から施行する。	附 則(略) 	
<u> 「 </u>		

(1) 令和5年度事業について [違反開発事業の実態の研究]

(1)趣旨:実際に違反の被害を受けた事例等の調査をするとともに、 土砂採取、残土処理候補地の情報収集し、未然防止、早期 発見につなげる。

(2)調査方法:豊田市全自治区へ土砂搬入に関するアンケート調査

を実施

⇒現在、アンケートへの回答を収集中

(3)途中経過:自治区長からの回答、通報により違反現場を発見

⇒豊田市開発事業に係る手続等に関する条例の承認を 受けずに事業に着手していたため、直ちに当該事業

を停止し、条例で規定する手続を行うように勧告

(滝見町)

(4)今後: 令和5年度第2回協議会で調査結果等を報告

(1)令和5年度事業について【盛土規制法の規制開始に向けた取組】

【盛土規制法の概要】 法規制の背景・必要性

盛土をめぐる現状と制度上の課題

- ○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
- → 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
- ○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした 各法律により、開発を規制
 - → <u>各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分で**ないエリアが存在</u>

(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)



死者28名、住宅被害98棟



廃棄された土石の崩落 死者1名、重傷者1名、 住宅被害1棟



廃棄された土石の崩落 軽傷者1名、県道通行止め

盛土規制法の成立

- ◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、<u>「宅地造成等規制法」を抜本的に改正</u>し、<u>土地の用途(宅地、森林、農</u>地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制(令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行)
 - ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応
 - ※ 各種の規制は、都道府県知事等が法施行後に指定する規制区域内に適用
- ◆**国土交通大臣及び農林水産大臣**が盛土等に伴う災害の防止に関する<mark>基本方針を策定</mark>し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施
- ◆民間事業者も不法な盛土等の発生責任の一端を担っているとの意識のもと、一層の取組が求められる。
 - ※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長

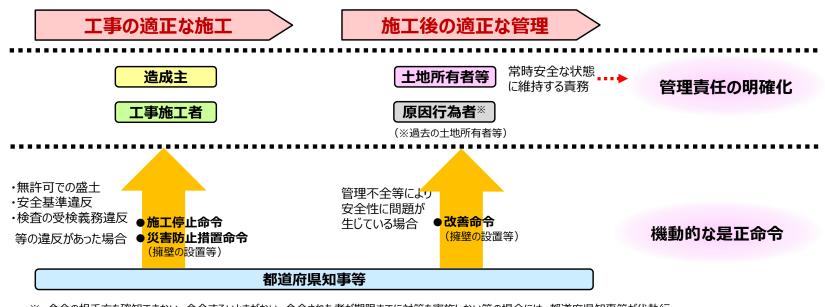
(1)令和5年度事業について【盛土規制法の規制開始に向けた取組】

【盛土規制法の概要】 責任の所在の明確化・実効性のある罰則

管理責任 ○盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生

監督処分 ○災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**原因行為者に対しても**、是正措置等を**命令**

□ 則 ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化



- ※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行
- ※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。
- ○無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、

条例による罰則の上限より高い水準に強化(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下)

○法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置 (最大で3億円以下)

実効性のある罰則

(1)令和5年度事業について [盛土規制法の規制開始に向けた取組]

【盛土規制法の概要】盛土等の安全性の確保

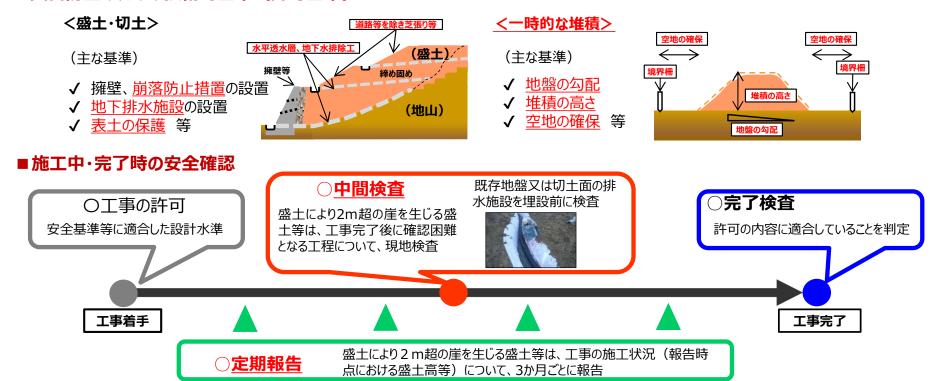
許可基準•手続

- │○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な技術的基準を設定
 - ※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- ○土地所有者等の同意 及び 周辺住民への事前周知 (説明会の開催等) を許可要件化

検 査

- ○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 - ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施
 - ※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置

■災害防止のための技術的基準(許可基準)

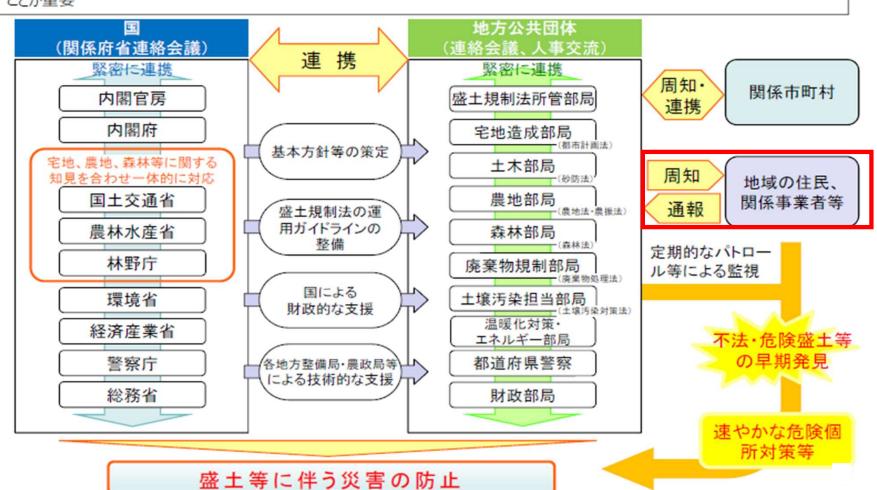


(1) 令和5年度事業について [盛土規制法の規制開始に向けた取組]

【国基本方針が示す必要な連携の枠組み】

盛土等の安全対策に関する関係部局間の連携

- 盛土等に伴う災害の防止を図るためには、関係部局間で緊密に連携することが重要
- 国においては、関係府省連絡会議等を通じて連携体制を充実するとともに、地方公共団体においては、盛土規制法所管部局の体制を確立するとともに、既存法令等による対応も含め、関係部局と連携しつつ、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むことが重要



(1)令和5年度事業について【盛土規制法の規制開始に向けた取組】

公民連携の協議会体制の構築と取組による開発事業対策、監視指導部会を通じた違反対応(R3~)

盛土規制法の規制に合わせた 取組への改良

内容

土地所有者が安易に土地を提供しないよう注意喚起

⇒盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な 状態を維持する責務があり、危険な状態を放置した場合は、 勧告や改善命令を受け、これらに従わない場合、罰則が適用 される場合があることを周知する。

各団体ごとの連携体制の充実

⇒各団体単位で、不法・危険盛土等を発見した際の早期通報等 の徹底、不法盛土等の未然防止につながる取組を行い、第2 回協議会で取組内容等を報告

(1) 令和5年度事業について (豊田市違反開発防止週間)

(1)週間の目的 (期間 10月15日~10月21日を予定)期間中、活発にパトロールや協議会の取組のPR活動をすることで、市民の違反開発撲滅に向けた意識の醸成につなげ、違反開発事業発生防止、早期通報の徹底を図ることを目的とする。

(2)週間中の重点取組(案)

- ・パトロールの実施
 - ⇒団体ごとに市域を巡回する。
- ・啓発活動
 - ⇒各団体で違反開発防止の啓発を行う。
- ・懸垂幕の設置
 - ⇒市役所に懸垂幕を設置し、違反開発防止について、来庁市民へ 周知する。
- ※週間中の取組については報告、発表をお願いします。

(1)令和5年度事業について [スケジュール]

	時期	内容
実施済	5~6月	市内全自治区へ、土砂の搬出入を承諾した土地のアンケート調査
	7月	令和5年度第1回協議会【今回】
予	8~9月	土地所有者が安易に土地を提供しないよう注 意喚起(違反開発防止の啓発チラシ配布)
	10月	豊田市違反開発防止週間⇒各団体ごとのパトロール、啓発活動懸垂幕の設置
定	1月	土砂の搬出入事業の実態の取りまとめ
	3月	令和5年度第2回協議会

※ 通年 各団体で主体的に、違反防止の取組、違反早期発見・通報等を実施

(2)令和4年度協議会で提案された取組

ア 承認を受けた開発事業の公開

承認を受けた開発事業の一覧をホームページで公開



イ 建設発生土の工事間利用

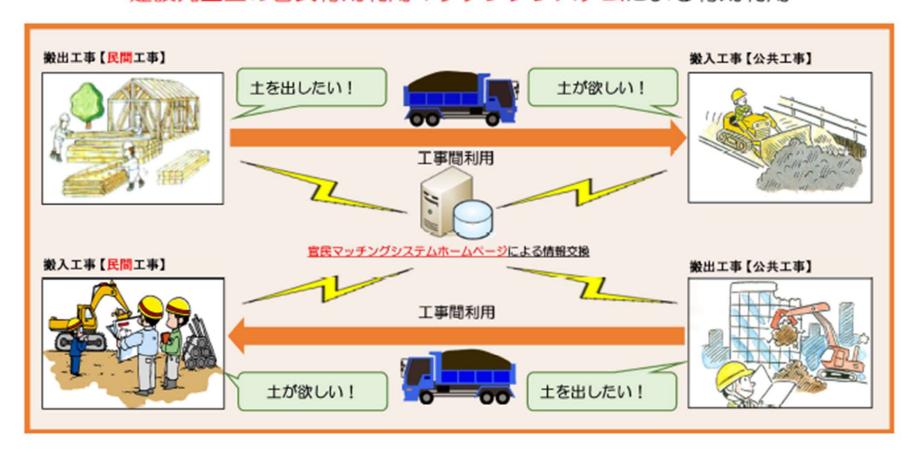
建設発生土の官民有効利用マッチングシステム

⇒公共工事と民間工事間で建設発生土を有効利用(工事間利用)する ことを目的とした、インターネットを利用したシステム

(2)令和4年度協議会で提案された取組

- イ 建設発生土の工事間利用
 - ・建設発生土の官民有効利用マッチングシステム

建設発生土の官民有効利用マッチングシステムによる有効利用



■利用対象者 公共工事発注者、受注者 民間工事発注者、受注者

【建設発生土の官民有効利用マッチングシステムホームページ】 URL:http://matching.recycle.jacic.or.jp